

第1回 全国福祉用具専門相談員協会(ふくせん) 利用者の自立を支えるためには ふくせんとFJCの車の両輪体制が必須



山本事務局長(右)と中村事務局長代理。 「制度改正は、3年に一度行われます。いつ“宿題”を突きつけられてもいいように、福祉用具サービスの質を上げる努力を続けることが大切です。それが結果的にわれわれの事業を守ることになる。国への提案は福祉用具専門相談員の総意という形が望ましいし、力がより強くなるので、福祉用具専門相談員の資格を持っているFJCの方は、ぜひふくせんにも入会してほしいですね」(山本事務局長)

に誕生した福祉用具の専門職です。 介護保険で福祉用具を貸与・販売する事業所には2名以上の福祉用具専門相談員の配置が義務づけられており、他の専門職と連携しつつ、福祉用具で高齢者等の自立生活をサポートする重要な役割を担っています。

福祉用具サービスは、介護保険制度の開始から紆余曲折を経て整備されてきました。当初は利用者の要介護度に関係なく利用できましたが、2006年の制度改正ではベッドや車いす等が軽度者に必要ないとされ、要介護1以下の人は原則対象外とされました。

こうした福祉用具をめぐる考え方の変化に異を唱えたのが、福祉用具貸与の先駆けとして知られる(株)ヤマシタコーポレーションの前代表取締役社長・山下平氏(FJC協会前会長)です。軽度者を一律に対象外とするのはおかしい。個々の人々により状況が異なるはずだ、と。すると当時の厚生労働省担当者は山下氏に問いました。「ヤマシタさんの

した「モニタリングシート」は、同計画書に基づく定期的な訪問確認の際に活用されるようになりました。そして2012年4月の制度改正で、福祉用具の貸与・販売にあたってこれら福祉用具サービス計画の作成が義務化されたのです。

「福祉用具サービスは、それまで他の介護保険サービスと異なり、個別のサービス計画の作成が義務づけられていなかったもので、ふくせんとして義務化を訴えてきました。実現して誇らしいです」と語るのは、ふくせん事務局長の山本一志さん。「厚生省には珍しい団体だと言われました。普通は制度を緩くすることを望むものだが、ふくせんは逆にハードルを高くして時間と人手のかかることを提案するのだから」と笑顔をみせます。

2015年の制度改正では、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムの見直しが行われました。時間数は、現行の40時間に10時間を加え、計50時間に増加。習得度を確保するために筆記による修了評価のしくみも創設されました。また、福祉用具専門相談員に「自己研鑽の努力義務」が課されたのも2015年のことです。

また、社会保障審議会介護保険部会での指摘を踏まえ、ふくせんでは3年以上の実務経験者に対し、20時間の研修カリキュラムに基づく更新研修の実

住環境整備に不可欠なのが多職種連携の体制づくりです。そこでFJCが協働するさまざまな団体を訪問。力を注ぐ取り組みや課題解決へのアプローチ、ビジョン等について紹介します。

ところではヒアリングやアセスメントを実施して、個々の利用者のニーズに合った商品を提供していることでしょ。しかし他の事業所はどうですか。質の担保はできていますか」

言葉に詰まる山下氏。自社には自信があっても、「職種全体として胸を張れるレベルに達している」と言えるだろうか。結局新たな制度は導入され、忸怩たる思いを抱えた山下氏は、福祉用具専門相談員どうしが連携し、全体を底上げしていく必要性を改めて

実感。専門性の向上と社会的地位を確保すべく政官民の多くの関係者の協力を得て、2007年7月に全国福祉用具専門相談員協会を設立したのです。

福祉用具サービス計画書を義務化 更新研修の実施も提案

ふくせんはさまざまな思いや目標を掲げて活動を開始。質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるように2009年に「ふくせん・福祉用具個別援助計画書」を開発。翌10年に開発

福祉用具サービス計画書

収集したアセスメント内容を整理する「基本情報」と、サービスの目標および目標を達成するための具体的な福祉用具サービスの内容を記載する「利用計画」、そして定期的なモニタリングを行い、その結果を記録する「モニタリングシート」があります。

上記のシートは利用計画。

施を提案しました。モデル事業を実施して、ガイドラインや講師向けの指導要領を作成。「ふくせんバージョン」という形で独自に20時間の更新研修をスタートさせるのが今年度の大きな目標の一つです。できれば2018年度の制度改正での義務化をめざしたい。それによって福祉用具貸与事業の質をさらにアップできることを知らしめたいですね」

強固な連携体制で 介護業界全体の底上げをめざせ

ここで着目したいのは、10時間増加された福祉用具専門相談員指定講習と20時間の更新研修のカリキュラムの中に、「住環境と住宅改修」が必修科目としてしっかり組み込まれていることです。その理由を山本事務局長は次のように説明します。

「住環境整備・住宅改修と福祉用具貸与・販売は常に一体で考えることが重要です。介護保険を使って在宅で自立した生活をおくっていたら、まず理に、流れとして望ましいのは、まず理学療法士のリハビリを受けてADLの維持向上を図り、作業療法士の作業訓練により在宅生活での幅を広げて、次に福祉用具利用や住宅改修をして環境を整備。自分でできることを増やしたうえで、できない部分についてマンパワーを導入する。これは膨張し続ける

介護給付の抑制にもつながります」

すべて訪問介護などのサービス導入ありきでは、自立支援に資するサービスにはならないはず。マンパワーに頼る前に、介護環境を整えることが重要だと山本事務局長は強調します。

「週3回のヘルパーの派遣が、1回で済むようになるかもしれません。福祉用具を入れたほうがいいのか、住宅改修か、両方必要か、あるいは不要なのか。きちんと見極めて利用者に提案していかなければなりません。その意味ではFJCとの連携は常に必要になってきますね」

ただ、連携には一定の知識の共有が必要。その点についてふくせん事務局長代理の中村一男さんは「福祉用具貸与事業者で住宅改修の依頼を受けていないところはまずありませんが、施工は別の施工業者が受け持つ場合も多い。でもお互いの専門知識が理解できていないと、情報交換に時間がかかるし、利用者が混乱して不利益を生じかねません」と指摘します。

「たとえば車いすで自宅からスムーズに入りたい場合、住宅改修でスロープにしたほうがいいのか、段差解消機をレンタルしたほうがいいのか、利用者の身体や介護者の状況、家屋、経済的な状況等、諸々をトータルで考えて選択する必要があります。ですから施工に携わる方々は、できればFJCと

福祉用具専門相談員の基本レベルの知識を共有していただきたい。そうすることで質の高い連携ができるはず」

こうした状況があるからこそ、住環境や住宅改修についても学びたい。現場で活躍する福祉用具専門相談員からはそんな声が多く寄せられ、カリキュラムにも反映されたと言います。「利用者が在宅で長く生活するためには福祉住環境と福祉用具、セットでの整備が基盤です。そうした基盤があるからこそヘルパーさんやリハビリの専門職もプロの力を発揮できるので。環境整備ができて初めて在宅でのあらゆるサービスが生まれます。福祉用具専門相談員とFJCはお互いに必要な職種です。車の両輪として介護業界全体の底上げに尽くしましょう」と山本事務局長は力強く訴えています。

(取材・文/境 朗子)

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

創立:2007年7月
理事長:岩元文雄(株式会社カクイックスウイング 代表取締役社長)
事務局:〒108-0073
東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404
ホームページ: <http://www.zfssk.com/>
お問い合わせ: Tel: 03-5418-7700
メール: info@zfssk.com
会員数: 2,197名(平成29年5月31日現在)